



目次	ページ
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	4
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	4
◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	4
◎高知県立病院経営者会議、経営幹部会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程	4
◎病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程	4
◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	4
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令	5
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	5

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表及び第20条第2項の表中「事務部長」を「経営事業部長」に、「事務部次長」を「経営事業部次長」に改め

る。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局組織規程第5号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表診療部の項中「麻酔科」を「麻酔科 救急科 形成外科 血液内科」に改め、同表中

事務部	総務課 経営企画課
-----	-----------

を

経営事業部	経営事業課
-------	-------

に改め、同条第2項の表診療部の項中「麻酔科」を「麻酔科） 地域医療室 医療安全管理室 感染管理室 図書室 医療相談室」に改め、同表中

事務部	総務課 経営企画課
医療情報部	診療情報管理室 地域医療室 医療安全管理室 感染管理室 図書室 医療相談室

を

経営事業部	経営事業課
-------	-------

に改める。

第9条第11項中「事務部」を「経営事業部経営事業課」に改め、同項各号を次のように改める。

- 院内の事務の連絡調整に関すること。
- 職員の身分取扱い及び労務に関すること。
- 公印の保管に関すること。
- 文書の審査、收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。

- 労務者の雇用に関すること。
- 予算及び決算に関すること。
- 出納その他会計事務に関すること。
- 院内の取締りに関すること。
- 資産の取得及び管理に関すること。
- 営繕に関すること。
- 院内の保清、光熱管理等に関すること。
- 医療関係法規に基づく諸手続に関すること。
- 病院施設の整備及び改築に関すること。
- 貯蔵品の購入、出納及び処分（薬品の出納を除く。）に関すること。
- 給食業務に関すること。
- 患者の受付並びに入退院及び転室に係る事務に関すること。
- 医療費の調定及び請求に関すること。
- 医事に関する統計及び調査事務に関すること。
- 診療契約に関すること。
- 診療記録の整理保管及び診療情報の開示に関すること。
- 患者相談業務に関すること。
- 経営健全化計画に関すること。
- 他の部の主管に属しないこと。

第9条第12項中「、事務部及び医療情報部」を「及び経営事業部経営事業課」に改め、同項第1号に次のように加える。

- カ 図書室の分掌事務
 - キ 図書室の整理保管及び目録の整備に関すること。
 - ク 医療相談室の分掌事務
 - ケ 医療相談業務に関すること。
- 第9条第12項第2号を次のように改める。
- 経営事業部経営事業課の分掌事務
 - ア 院内の事務の連絡調整に関すること。
 - イ 職員の身分取扱い及び労務に関すること。
 - ウ 公印の保管に関すること。
 - エ 文書の審査、收受、発送、編さん及び保存に関すること。
 - オ 職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
 - カ 労務者の雇用に関すること。
 - キ 予算及び決算に関すること。
 - ク 出納その他会計事務に関すること。
 - ケ 院内の取締りに関すること。
 - コ 資産の取得及び管理に関すること。
 - サ 営繕に関すること。
 - シ 院内の保清、光熱管理等に関すること。
 - ス 病院施設の整備及び改築に関すること。
 - セ 医療関係法規に基づく諸手続に関すること。
 - ソ 貯蔵品の購入、出納及び処分に関すること。

- タ 薬品需要計画の調整に関すること。
- チ 給食業務に関すること。
- ツ 患者の受付並びに入退院及び転室に係る事務に関すること。
- テ 医療費の調定及び請求に関すること。
- ト 医事に関する統計及び調査事務に関すること。
- ナ 診療記録の整理保管並びに閲覧及び貸出しに関すること。
- ニ 診療契約に関すること。
- ヌ 診療記録の内容の点検及び整備に関すること。
- ネ 診療記録の所在の管理に関すること。
- ノ 診療情報の分類及び統計作成に関すること。
- ハ 情報システム管理に関すること。
- ヒ 他の部の主管に属しないこと。

第9条第12項第3号を削る。

第14条の表中

事務部長	運営管理に関し院長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
事務部次長	事務部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

を「

経営事業部長	運営管理に関し院長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
経営事業部次長	経営事業部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第16条第2項の表部の項中「事務部長 事務部次長」を「経営事業部長 経営事業部次長」に、「副診療部長 医療情報部長」を「副診療部長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事す

る企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程（昭和45年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要する」を「要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたもので、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

第3条第2項中「使用できる」を「使用することができる」に改め、同条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「その責」を「その責め」に改める。

別記様式を削る。

別表中

「

防 寒 着

」を「

防寒着上下

」に改め、同表備考

1中「夏作業服上下及び防寒着」を「及び夏作業服上下」に改める。

別表の次に次の様式を加える。

別記

第1号様式（第4条、第7条関係）

被服貸与申請書（貸与被服返納届）

	作業服				作業帽 (M・L・LL)	作業靴 (色・サイズ)	安全靴 (規格・サイズ)	ゴム長靴 (サイズ)	防寒着		雨ガッパ
	冬		夏						上	下	
	上	下	上	下							
数量											
貸与年月											
<p>高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程第4条第1項（第7条）の規定により、上記のとおり被服の貸与を申請します（貸与を受けた被服を返還します）。</p> <p>年 月 日 高知県公営企業局長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 所属 職・氏名</p>											
所属長經由欄	所長		次長								
<p>意見</p> <p>上のとおり進達します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>											

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

所属長 様

高知県公営企業局長

被服貸与決定通知書

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程第4条第2項の規定により、次のとおり被服の貸与の決定をします。

職名	氏名	作業服				作業帽 (M・L・LL)	作業靴 (色・サイズ)	安全靴 (規格・サイズ)	ゴム長靴 (サイズ)	防寒着		雨ガッパ
		冬		夏						上	下	
		上	下	上	下							
合計数量		着	着	着	着	個	足	足	足	着	着	着

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に関し」に改める。

第10条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第11条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「作業環境」を「職員の作業環境」に改め、同項第3号中「作業」を「職員の作業」に改める。

第13条第3項第4号中「安全」を「、安全」に改める。

第15条第3項中「9人」を「20人以内」に改める。

第17条中「なるものとする」を「当たる」に改める。

第19条第1項中「会議」を「、議事」に改める。

第24条の見出し中「提出」を「徴収」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第8条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

第13条第1項の表病院の項中「事務部長」を「経営事業部長」

に、「事務部次長」を「経営事業部次長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第5号中「事務部長」を「経営事業部長」に、「事務部の」を「経営事業部の」に改める。

第6条第1項中「事務部長」を「経営事業部長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立病院経営者会議、経営幹部会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県立病院経営者会議、経営幹部会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程

高知県立病院経営者会議、経営幹部会議等の設置に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「事務部長」を「経営事業部長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第11号

病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する

規程

病院事業に従事する企業職員宿舍規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第1号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第19条中「事務部長」を「経営事業部長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要する」を「要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたもので、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

第7条第1項中「善良に」を「善良な管理者の注意をもって」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第1号

本局
各事業所
各病院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局処務規程（平成8年8月高知県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事業部長」を「院長又は経営事業部長」に改める。

第13条第1項中「事務部長」を「経営事業部長」に改め、同条第2項中「改姓又は改名したときは」を「改姓又は改名をしたときは、」に、「事務部長」を「経営事業部長」に改める。

第24条第3号を次のように改める。

(3) 経営事業部長及び経営事業部次長

第25条中「次に掲げるところ」を「次に定めるところ」に改め、同条第3号ア中「名あて人」を「名宛て人」に改め、同条第4号中「応急の」を「、応急の」に改める。

第26条第4号中「整理整頓し」を「整理整頓し」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

高知県公営企業局訓令第2号

本 局
各事業所
各 病 院

高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局公文書規程（平成16年4月高知県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第14条第1項第2号及び第5号中「事務部長」を「経営事業部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県教育長 田村 壮児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定その他の同法に關すること。

第11条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とする。

第14条に次の1号を加える。

(3) 高知県立弓道場に關すること。

別表の6の(1)のアの(ケ)の項中「受理、旧主務官庁等からの意見聴取、旧主務官庁等への通知等」を「受理等」に改め、同表の12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に關すること。						この事項の決裁は、(18)に定めるところによる。ただし、金額については、1件の契約その他の行為について支出負担行為と併せて行う場合は、その合計額による。7から10までにおいて財政課長に合議した補助金等（負担金、交
--------------------	--	--	--	--	--	--

						付金及び補給金を含む。）、貸付金、工事の執行及び委託に係るものについては、財政課長に合議を要しない。
--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。